

第 1 回

米流通システム検討会議事録

於：農林水産省 4 階第 2 特別会議室

平成 20 年 10 月 17 日

農林水産省

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 1 . 開 会 | 1 |
| 1 . 農林水産大臣あいさつ | 1 |
| 1 . 配付資料確認 | 2 |
| 1 . 委 員 紹 介 | 2 |
| 1 . 会議運営について | 3 |
| 1 . 座 長 選 任 | 3 |
| 1 . 座長あいさつ | 4 |
| 1 . 議 事 | |
| (1) 米流通をめぐる状況について | 5 |
| 検討すべき課題について | |
| (2) 意 見 交 換 | 19 |
| (3) そ の 他 | 35 |
| 1 . 閉 会 | 36 |

開 会

枝元計画課長 御苦労さまでございます。定刻となりましたので、ただいまから第1回米流通システム検討会を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、総合食料局食糧部計画課長の枝元でございます。座長が選任されるまでの間、進行役を担当させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

農林水産大臣あいさつ

枝元計画課長 初めに検討会の開催に当たりまして、石破農林水産大臣よりごあいさつ申し上げます。

石破農林水産大臣 御多用のところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。いろんな御予定があたりだったと思いますが、本当に心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

くくだ長いあいさつを申し上げるつもりは全くございません。どういう形の流通システムが一番望ましいか、食管法の時代に帰るつもりは毛頭なくて、一部の新聞には農水省が焼け太りをまたねらっておるのではないかという報道もありますが、私どもはそのようなことは一切考えておりません。

トレーサビリティまたは原産地表示、そのための新しいシステムとは何か、消費者に安心をしていただけるということ、そしてまた生産者のきちんとした努力が目に見える形にすることが先決だと考えております。

このことにつきまして結論を出したいと考えておりますが、時期的には大体具体的なシステムの骨格は、11月中につくりたいと考えておる次第でございます。この米流通システムを新しくするという事は、物事が食べ物に係ることでございますので、非常に急を要することだと思っております。

委員の皆様方におかれましては、どうか申し上げましたような視点、あるいは足らざる

ところもあるかもしれませんが、各方面から御意見を賜り、よいシステムをつくるために御論議を賜りますように心からお願いしてごあいさついたします。ありがとうございます。

枝元計画課長 ありがとうございます。

農林水産省より、近藤副大臣が出席しております。御紹介申し上げます。

近藤農林水産副大臣 よろしく願いいたします。

枝元計画課長 それでは恐縮でございますが、カメラ撮りはここまででよろしくお願い申し上げます。

それでは、石破大臣は公務のためここで退席させていただきます。

石破農林水産大臣 すみません。どうぞ、よろしくお願いいたします。

枝元計画課長 それでは議事を進行させていただきます。

配付資料確認

枝元計画課長 まず、お手元に配付してございます資料を確認させていただきます。本日、資料1から9までございます。最初は、事故米穀にかかわりますこれまでの経緯、システム検討会にかかわる名簿、要領、スケジュール(案)、本日の資料という格好になっております。

資料1、事故米穀の不正規流通の経緯について、資料2、事故米穀の不正規流通問題について、資料3、事故米穀の不正規流通に関する対応策緊急取りまとめ、資料4、農林水産省の取組に関する工程表、資料5、本検討会の委員名簿、資料6、検討会の開催要領、資料7、検討会のスケジュールの予定(案)、資料8、米流通をめぐる状況、資料9、検討すべき課題でございます。

もし、過不足ございましたら申しつけいただければありがたいと思います。よろしくお願い致します。

委員紹介

枝元計画課長 それでは、今回初めての開催でございますので、私のほうから委員の御紹介をさせていただきます。資料5に委員名簿をお配りしてございますが、名簿の順に御

紹介を申し上げます。

なお本日、日本獣医生命科学大学教授の阿久澤委員と、京都大学大学院教授の新山委員におかれましては、御都合がつかず御欠席との御連絡がございました。

それでは、委員の御紹介をいたします。

まず、株式会社イトーヨーカ堂加工食品部開発商品担当パイヤーの相澤良太様でございます。

きょう御欠席でございますが、日本獣医生命科学大学教授・阿久澤良造先生でございます。

全国消費者団体連絡会事務局長・阿南久様でございます。

全国農業協同組合連合会米穀部長・川崎史郎様でございます。

社団法人食品需給研究センター調査研究部主任研究員・酒井純様でございます。

亀田製菓株式会社取締役常務執行役員経営統括本部長・佐藤勇様でございます。

本日御欠席でございますが、京都大学教授・新山陽子様でございます。

株式会社武蔵野常務取締役執行役員経営企画本部長の樋浦憲次様でございます。

全国米穀販売事業共済協同組合理事長付・藤田高雄様でございます。

株式会社吉野家執行役員商品事業部長・森下裕一様でございます。

高崎経済大学学長・吉田俊幸様でございます。

よろしく願いいたします。

会議運営について

枝元計画課長 次に、本検討会の運営でございますが、会議は公開とすることとし、傍聴者の方々も会場の許す限り広く受け付けることといたしております。

なお、座長が特段の支障があると認めるときは非公開とすることができることとしております。

また、これから皆様よりいただきます御意見等につきましても議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

座 長 選 任

枝元計画課長 続きまして、座長の選任に移らせていただきます。お手元の資料6の開催要領の第4で、「検討会には、座長及び座長代理を置くことができる」とされております。

座長につきましては事前に各委員にお諮りをいたしまして、吉田委員にお願いするということであらかじめ御了解いただいておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

枝元計画課長 また、座長代理につきましては、吉田座長より阿久澤委員が御指名されているところでございます。このことにつきまして改めてお諮りいただきますが、御了解をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

枝元計画課長 それでは吉田委員、座長席にお移りいただきたいと思えます。

座長あいさつ

枝元計画課長 それでは、吉田座長より一言ごあいさつをお願い申し上げます。

吉田座長 高崎経済大学の吉田でございます。

先ほど大臣からこの検討会の目的、ねらいについて、非常に簡略でわかりやすく御説明がありまして、私がそれにつけ加えることはないんですが、ただ、現実にもと、規制緩和の中での流通が大きく変わっている中で、本検討会の目的をどうやって法律的に担保していくかということは、大変難しい課題があると感じております。

大役を仰せつかって、11月中旬までにこの骨格をつくるというのは、事務局ともども大変だなと思えます。各委員の方々、ぜひ積極的に発言をしていただきまして、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

枝元計画課長 ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては吉田座長、よろしくお願い申し上げます。

議 事

(1) 米流通をめぐる状況について

検討すべき課題について

吉田座長 それでは議事に入ることになりますが、今日は最初でございますから、事務局から資料を説明していただいた上で、第1回の会議でありますので、それぞれ委員の皆様には本検討会に向けての御要望だとかお考え、あるいは検討事項についてつけ加えるべきことがあれば出していただきたいと思います。

おおむね15時で終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

吉田座長 では、そのように進めてまいりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは配付資料につきまして、総合食料局の枝元計画課長から説明をお願いします。

枝元計画課長 それでは、私のほうから資料の御説明をいたします。着席して説明させていただきます。

余り時間もございませんので簡潔にやりたいと思います。まず、資料1と4を使いまして今回の事故米穀の経緯を簡単に振り返りまして、資料8で米流通をめぐる状況なり現行の制度につきまして御説明させていただきます。その上で資料9で、本検討会におきまして御検討いただく課題を事務局としてまとめてみましたので、御説明をしたいと思います。

まず資料1、事故米穀の不正規流通の経緯についてということで、時系列でまとめてございます。1番で、8月22日、福岡農政事務所の食品表示110番に、三笠フーズ株式会社が事故米穀、この事故米穀というのは3に書いてございますが、アフラトキシンなりメタミドホスの残留という、工業用に国として売却をした米穀でございますが、これを焼酎用等に横流ししているという匿名の情報提供がございました。これを受けまして立入調査等々いたしまして、横流しの事実が確認されたということで、さまざまな対応を今までしてきているところでございます。

4番で、9月5日に回収を要請し、公表する。他の業者さん等についてもいろいろ調べるということをいたしまして、2ページの9番で、9月16日、不正規流通に関する調査結果の中間報告を公表するとともに、農林水産大臣談話を発表しているところでございます。

その後 10 番でございますが、政府全体の取り組みということで、事故米の不正規流通に関する対応チームが内閣府に設置されました。

またその後、大臣がかわったということもございまして、13 番で、24 日、石破農林水産大臣を本部長とする「事故米対策本部」を農水省に設置し、28 日に、資料 4 で今から御説明いたします、「農林水産省の取組に関する工程表」を決定したということでございます。

3 ページにまいりまして、大臣の現地訪問等々、この工程表に従いまして、私どもさまざまな対応に現在努力をしているところでございます。そういう中におきまして、農水省としての検査が本当に十分だったのかどうか、また事故米、先ほど申し上げたカビとか農薬の問題でございますので、消費者に対する健康への影響の問題、また流通ルートを特定するに当たりまして、なかなか時間がかかるといった問題、さまざまな問題が出てきているわけでございます。

それを踏まえまして、資料 4 でございますが、農林水産省の取組に関する工程表ということで、速やかに対応すべきもの、また次期通常国会に向けて検討すべきもの、21 年度を目途に準備すべきものということで、この工程表に従って鋭意努力をしているところでございます。

簡単に御説明いたしますが、資料 4 の 1 ページで「速やかに対応すべきもの」が 1 番から 6 番までございます。ともかくまず流通ルートを全容解明するというので、適宜公表をしてきているところでございますが、やはりこれに相当時間がかかったという事実がございます。

あと、事故米を工業用ののりとして売却をいたしまして、それが食用として流れるということでございました。これを踏まえ食衛法上問題がある場合には輸出国へ返送、また廃棄することを明確にさせていただいたところでございます。

3 番で、国が保有しております事故米穀についても、廃棄をするということで、処分を開始しております。

それ以前に、三笠フーズに対して農水省として立会検査を多数やっておりました。しかしながら、発見できなかったということでございます。そういう中で検査マニュアルも整備されていなかった、また検査そのもののやり方にもいろいろと課題がございましたので検査マニュアルを 10 日に作成したところでございます。

また、事業者の方々、この事故米穀を使っているいろいろな加工品等々をおつくりになっているわけでございますが、公表に伴いましてさまざまな損害も生じていると承知をしてお

ります。善意の関連事業への回収費用等に対する支援措置について、現在検討しているところでございます。

また6番、職員の処分でございますが、こういう事件につきましての当省としての責任、また当省の内部の責任につきまして、内閣府の有識者会議の検証結果を踏まえて、いろいろと対応を今、検討しているという状況でございます。

また、倫理法違反につきましては、国家公務員倫理審査会と協議の上、速やかに対応をするということでございます。

2ページでございますが、こういう中で速やかに対応すべきことということで現在やっておりますが、先ほど申し上げましたような検査の問題、また流通ルートの特定に非常に時間がかかる、これについては帳簿ですとか、そういうものの備え付け、またそれをトレースすることができなかったという問題、さまざまございます。

また、消費者のほうからいたしますと、途中でMA米が国産に変わったという事実もございまして、そういう原料原産地表示の問題、種々制度的な課題があるのではないかと認識をしております。

そういうことで、まさに具体的な取り扱いにつきまして、本検討会で御議論いただくわけでございますけれども、米の流通規制なりトレーサビリティ、また原料原産地表示等々につきまして、次期通常国会に向けて準備するというところで、スケジュールといたしましては本日第1回の検討会を開催いたしまして、11月中に新制度の骨格をまとめるという、極めて短期のスケジュールでございますが、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

大きな ことといたしまして、21年度を目途に準備すべきものということで、農林水産省の業務の見直し、BSEで同様のことがございました。その際の反省がなぜ生かされなかったのか、また本省・地方組織の業務、消費者・国民の視点からの総点検。特に、米の売買業務のあり方について見直しが必要だと。また、農水省の組織も見直す必要があるのではないかと。また、検査職員の資質向上等々、21年度を目途に準備すべきものということで、それぞれ対応してきているところでございます。

最後に3ページでございますが、当然ながらこのような取り組みを進めるに当たりまして、省外の方々から幅広く御意見をいただきながら進めていくということ、また外部の評価を農水省の取り組みについていただくと。また、国民から納得していただけるまで改革を進めていくということで、対応したいということでございます。

以上、簡単でございますが事故米穀の経緯、また現在進めているところでございます。

資料 8 で、今申し上げましたような規制の問題、トレーサビリティの問題、また表示の問題等々につきまして、現行の制度がどうなっているのかということを中心に御説明申し上げたいと思っております。

目次にありますように、大きく 4 つに分けております。米の流通システムの現状、トレーサビリティ、表示、現行法の食品にかかわる法体系ということで資料をまとめてございます。御説明を始めたいと思います。

まず大きな、米流通システムの現状の 1 ページ、米穀の流通制度の変遷ということで、先ほど座長からもごあいさつの中でございましたが、米穀に関する法律、規制緩和が進展してきているというのを説明している資料でございます。

昭和 17 年、戦時中でございますが、食糧管理法が制定されまして、平成 7 年に食糧法が制定され平成 16 年に改正し、現行の食糧法となっております。

規制の考え方でございますが、食糧制度は御案内のとおりでございます。政府が直接売買することで、米の流通や価格をコントロールする。また、そのルートを厳格に管理するというので、下に生産者、集荷業者、販売業者がございまして、生産者については政府への売渡義務、集荷業者については指定制、販売業者については許可制という一番厳しい仕組みとなっております。

食糧管理法は、やはり米が不足した時代にできた法律でございます。そういう中で米の生産が増加し、また消費も減ってくる中で、米の安定供給という観点から見ると、そういう厳しい規制が必要なくなってきたということもございまして、平成 7 年の食糧法制度により、規制の考え方を大きく転換いたしました。政府の役割を不測時に備えた備蓄運営、また国際約束に基づく輸入に限定し、平成 7 年から平成 16 年度までは民間流通を基本としつつ、米の相当部分を、1 年を通じて安定的に供給するというので、計画流通制度としてやってきておりました。

下を見ていただきますと、集荷業者、販売業者ともに、自主流通法人については指定制から登録制という形に規制を緩和しております。

平成 16 年に改正された現行の食糧法では、需給の緩和、また消費者ニーズが多様化する中で、民間流通も成熟してきたこともございまして、流通規制を原則撤廃いたしました。現在この法律に基づいて、米が流通がしているということでございます。

また、政府米の売却ですとか緊急時の際の命令を効率的に行うために、事業者を把握する観点から、帳簿の備えつけ、事前届出等を義務づけているということで、以前の米の流

通を管理するという観点から、規制という面では政府米の売却なり、緊急時の命令を効果的に行うというところで思想的にも変わりました。

生産者につきましては、現行食糧法では特に規制がございません。現在は生産者みずから、どこに売ってもいいという状況になってございます。

出荷・販売業者は、出荷業者とか販売業者という仕切りもなくした上で、20 精米トン以上の出荷販売業者について、先ほど申し上げたような届出制にしたと、大きくこういう流れになってきているところでございます。

それを簡単に図でお示ししましたのが 2 ページでございます。これは省略をさせていただきます。

3 ページでございますが、これは主に主食用米の現在流通のルートがどうなっているかを推定いたしました。先ほど申し上げました、例えば計画流通の場合ですと、農家の方が生産されて出荷販売されますけど、基本的には上の緑のところと青いところ、農協と全集連に登録されている業者が基本でございまして、その上で全農、経済連、もしくは全集連等を通じて卸売業者等に行き、それが消費者に販売されるというのが基本的な計画流通の仕組みでございました。

平成 16 年からさまざまな販売が可能になるということで、例えば農協が直接、業者なり消費者に販売するという農協販売が増加してきておりますし、一番下の生産者が直接消費者の方なりに販売をするという形態も、増加してきているところでございます。

そういう意味では農協、全農ルートは、卸売業者に対して売るのが非常に多く上がっておりますし、一番下の生産者直接販売で、一般消費者の方に直接売るのが増えていると。こういうふうに、非常に流通が多様化をしてきているということでございます。基本的にこれは主食用の世界で整理しているものでございます。

4 ページはそれを逆のほうから、買う側の小売業者なり、外食、中食業者のほうから整理した資料でございますので、これについては割愛をさせていただきたいと思っております。

5 ページは加工食品、今回、三笠フーズ、いわゆる加工の業者ですが、加工のお米がどう流れているかを簡単にお示したものでございます。生産者から集荷業者、また中間流通等を通して米穀を粉にされる事業者、もしくは直接いろいろ加工される業者、総菜ですとかみそ等々加工品、それを通じてスーパー、コンビニ、外食、給食、量販店等で消費者に売られると。

また政府のほうは、現在は M A 米中心でございまして、委託変形加工事業者等を通じて

穀粉の事業者さん、また加工製造事業者等に販売をし、加工されて、販売事業者を通じて消費者につながっていくという状況でございます。このあたり、なかなかどういう数量になっているとか、正直きちと把握できているわけではございません。

6ページでございますが、これは出荷・販売業者の数について見たものでございます。7年と8年、また16年のところに線が引いておりますが、食糧法の制定や改正の時期を示しています。

そういう意味では、平成8年度から新しい仕組みのもとで登録なり、届出なりいただくということでございますが、左のほうを見ていただきますと、平成7年に合計のところで7万6000の出荷・卸・小売業者が、平成8年度に11万4000と増えてございます。また、それからいろいろ淘汰が進みまして、平成15年度は8万1000。これが16年に規制を緩和いたしまして9万2000まで上がって、またこれが現在いろんな意味で、市場原理のもと集約が進んでいると。制度改正した都度増えますけども、その後減少するという傾向になっております。

また小売のほうは、会員の業者数が年々減少しているという状況でございます。

7ページ、8ページがMAの関係でございます。MAにつきましては7ページでございますが、平成7年4月からの輸入数量、また販売数量を載せてございます。右のほうを見ていただきますと、例年77万トン入れてございますけども、平均的に申し上げますと主食用に10万トン程度、加工用に20~30万トン程度、援助用に10~20万トン程度、あと平成18年7月から飼料用への販売を開始いたしましたが、18年度は40万トン、19年度は64万トンと、大体このようなところで、大きな変動なく売られているという状況でございます。

その結果が8ページでございますけども、政府が基本的に全量買い入れまして、価格面等で、国産米では十分対応しがたい用途に向けて販売をしているわけでございますが、それだけではなかなか先ほど加工用20~30万トンということでございましたが、当然年間で輸入した77万トンが全部売れないということがございまして、右下のグラフにございますとおり、在庫が増大してまいりました。

一昨年の7月より飼料用に販売を開始いたしまして、19年、20年は、それぞれ在庫は減少し現時点で129万トンの在庫があるという状況になっているところでございます。

以上、民間流通、またMA（政府米）を含めて大まかな流れが、このようになっているという状況でございます。

そういう中で9ページでございますが、現行の食糧法のいわゆる規制なり罰則を簡単にまとめたものでございます。米穀の出荷又は販売の事業の届出が第47条にございまして、20精米トン以上出荷なり販売される方は、農林水産大臣に届け出るようになっております。この場合、無届けなり虚偽の届出については50万円以下の罰金という格好になっております。

また、この届出事業者に対しましては、帳簿の備え付けを義務づけております。これについての不備、虚偽記載、不保存等につきましては、10万円以下の過料という形になっているところでございます。

また、報告及び立入検査は、届出事業者以外に米穀粉ですとかもちとかだんご等の出荷者、販売者、輸入業者さん、加工をされる方々、幅広く入れてございますけれども、そういう方々については法律の施行の範囲内で、報告聴取及び立入検査を農林水産大臣ができることになっております。今回、三笠フーズ等々、この第52条でいろいろと調査をしているところでございます。

報告の懈怠、虚偽報告、検査忌避等については30万円以下の罰金という状況になっているところでございます。このような規制、もしくはこういうのに基づく私どもの検査等の運用にいかなる問題があったのかということが、一つの論点だろうと思っております。

続きまして、トレーサビリティでございます。これについては、現行の制度を御説明することが中心になります。トレーサビリティ自体、言葉としては定着してきていると思っておりますが、食品の移動を追跡するための仕組みでありまして、食品の安全管理を直接的に行うものではございません。

国際的な食品規格を作成されておりますコーデックス委員会、またISOで定義が採択されておまして、コーデックスのほうでは「生産、加工及び流通の特定の1つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること」、ISOのほうも「飼料または食品の移動を把握できること」ということで、移動を把握することが基本的な役割になっているわけでございます。

11ページ、12ページ、13ページが、現在の食品関係のトレーサビリティの総括的な概要でございます。まずEUとアメリカにつきましては、それぞれ義務づけがされております。また日本につきましては一番左でございますが食衛法に基づきまして、食品事業者の努力義務という格好になってございます。

日本から御説明いたしますと、食衛法の第3条に冒頭で、「食中毒が発生した時に、問題となる食品をいち早く特定し、回収することができるようにするため、仕入元等の記録の

作成・保存を事業者の努力義務として規定する」ということになっております。保存期間等については下に書いてあるとおりでございます。

またEUにつきましては、「的確な食品回収、消費者等への情報提供等々のため、事業者に一定の記録の保管を義務付けている」ということで、第一次生産、食品・飼料加工から流通までのフードチェーンのすべての段階の食品事業者の方に義務づけがされているという状況でございます。

アメリカにつきましては、いわゆるバイオテロ法と申しておりますが、「バイオテロリストの脅威に対応するため」という観点で、バイオテロリズム法の中で、FDA所管の食品・医薬品・化粧品法を修正いたしまして、アメリカ人で食品を製造、加工、梱包、運送等々する方、輸入する者、外国人で食品をアメリカに持ち込む者に対して入出荷の記録、保存等について義務づけをしているという状況になっているところでございます。

その中で12ページは細かく御説明いたしませんけれども、トレーサビリティということで、何を記録し、保存するのかということそれぞれの制度で、食衛法の制度指針のガイドラインをここに載せてございます。そのうちイタリック体になって、かつ下線を引いてございますのがEUの一般食品法、先ほど御説明いたしましたもので、義務化されているものでございます。これが基本だということでございます。

そういう意味では品名、仕入元、仕入れの年月日、加工する際の品名、出荷なり販売先、出荷なり販売の年月日が生産、製造加工、また卸、小売で、これを基本的に記録し保管するということが、何か事故が起きましたときに一つ先、もしくは一つ前にさかのぼることによって、どこで問題が発生したのか、またどういうふうに戻せばいいのかということ、速やかに特定することを目的としているわけでございます。

それ以外にさまざまな努力規定ということで、いろいろな事項を記載すべきとなっているものでございます。

13ページは、今、EUのものを御説明いたしましたが、それと基本的に一緒でございますので省略させていただきます。EUのものは、ある意味一番簡潔な仕組みとして成り立っているのではないかと思います。

そういう中で日本におきまして、記帳というものが食品関係の業界にどういうふう義務化されているかをまとめたのが14ページ以降でございます。まず一つは、先ほど申し上げました食糧法における規定ということで、下の枠の一番下の法律の施行規則に基づきまして、米穀の種類別の出荷数量なり販売数量等々、こういうものについて記帳をしなけれ

ばならない、また3年間保存しなければならないということで決まっているわけですが、これは基本的に出荷数量、販売数量ということでございます。トレースということまでは行っていないというのがおわかりいただけだと思います。

また、15ページはJAS法でございます。JAS法における品質表示基準につきましても、表示に関する情報が記載された書類を整備、保存することを努力義務としてございまして、下に載っておりますような「加工、生鮮、それぞれの製造事業者もしくは販売事業者について、表示に関する情報が記載された書類を整備し、保存するように努めなければならない」ということが規定されているところでございます。

続きまして16ページでございますが、これは個別法ということで、日本では今のトレースということで、きちっと法制度化されている牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法。これは、BSE問題を契機といたしまして措置された法律でございます。

牛トレ法というふうに一般的に言っておりますが、BSEの蔓延防止措置の的確な実施、牛肉の安全性に対する信頼の確保を図るために、牛を個体識別番号によって一元管理する、それによって生産から流通、消費の各段階において、その個体の識別番号を正確に伝達するための法律でございます。

農家や屠畜者から届けられた牛の出生、移動等の情報が、独立行政法人家畜改良センターでデータベース化されておまして、ネットを通じて個体識別番号を入力すれば、出生から屠畜までの履歴が検索可能という、極めてこれはロットの小さい、ある意味非常に完璧に近い情報がとれる仕組みになっております。しかしながら、いわゆるミンチですとか、そのようなところまでは至っていないという状況でございます。

あともう一つ、17ページでございますが、トレーサビリティというときに、やり方は多分2つあるかと思えます。そういう帳簿をきちっと記載し、それを保存し、それによって前後をトレースしていく。それを牛トレは、ネットできちっと識別できるようにしているということでございます。

もう一つは産廃の世界の、いわゆるマニフェスト制度、これも一つのトレーサビリティだろうと思っております。制度の概要だけ御説明いたしますと、排出事業者が作成いたしました廃棄物の名称、数量、業者名、処分業者等を記入したマニフェストを、排出業者から運搬、中間処理、収集の運搬の業者さん、また最終の処分者までつないでいくことによりまして、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを自ら把握、管理するという仕組み

でございます。それについての義務なり義務違反罰則は、右のほうに書いてあるとおりでございます。

以上が、トレーサビリティ制度の説明でございます。

続きまして、表示の関係でございます。18 ページで、日本における食品の表示制度でございますが、大きく個別法として2つ、総括的な法律として、一番下の不当景品類及び不当表示防止法と、このような3つがあるかと思っております。

一つはJAS法でございまして、消費者が商品を選択する観点から表示を義務づけたり、努力義務等々含めてしているものでございます。もう一つは食品衛生法、これは食品の安全を確保するという観点から表示を義務づけるものでございます。

それでJAS法と食衛法のベン図の真ん中にある、名称、製造者、賞味期限、保存期間、遺伝子組換えについては両方共通で表示すべきものということで、これについては両省でいろいろと連携いたしまして、表示の仕方などを統一しているということでございます。

それぞれ出ておりますところは、それぞれの先ほど申し上げた目的に従って、表示させる中身が違うということで、例えばJASですと原材料名とか原産地等、食衛法ですとアレルギーなり添加物等という観点から、表示を義務づけているということでございます。

19 ページから、JAS法の表示につきまして簡単に御説明をしたいと思います。JAS法自体の食品表示制度、対象としては一般の消費者に販売されるすべての飲食料品でございます。生鮮と加工に分かれておりまして、生鮮品、加工品それぞれ一般的に表示する基準を定めてございます。

その上で、真ん中辺にございますが個別品目ごとの品質表示基準ということで、一般的な表示以上に個別品目の性質上表示をする必要があるもの、例えば生鮮ですと玄米、精米の品質表示基準、水産、しいたけの3品目。加工ですと50品目、例えば米みそとか麦みそを書く必要があるということでございますが、いわゆる上乗せで表示基準が定められているという状況になっているところでございます。

それを表示の項目として20ページに載せてございます。ポイントは、原産地なり原料原産地のところだと思います。生鮮食品は原産地についてすべて表示しなさいと。ただ、後ほど御説明いたしますが、業務用の生鮮食品については20食品群、4品目とならない場合は省略は可能ですと。

加工食品の場合、名称、原材料名等々 印がずっとついてございますが、原料原産地については後ほど御説明いたします、食品群なり4品目の場合に原料の原産地を書くことに

なっているという状況でございます。

また一番下でございますけども、消費者が直接購入いたしますが、これは当然といいま
すか、店員さんが直接売るとか、店員さんに聞けばわかるとか、あと日によって仕入れ品
が変わって、なかなか現実性が難しいということを踏まえて、外食事業者、店頭で量り売
りをしている総菜の業者さん、いわゆるスーパーのバックヤード加工等のインストア加工
については、義務が課されていない状況になっているところでございます。

21 ページは、先ほど申し上げました生鮮のほうの玄米、精米の表示の上乗せ部分でござ
いまして、これは御案内のとおりでございます。原料玄米、精米年月日等々、米の特性に
応じて上乗せをしているわけでございますが、産地、品種、産年を表示できるのは、原料
玄米が農産物検査法による証明を受けたものに限るということになっているわけござい
ます。

その意味では名称、原料の玄米、産地何々県、品種 ヒカリ、産年、使用割合、精米
年月日は、通常の表示義務よりは上乗せをしている。またブレンドについては、複数原料
米という形でこういうふうに書きなさいということが、JASの表示で決まっているとい
うことでございます。

22 ページは、今申し上げましたJASのほうで表示すべきものを、基礎となります農産
物検査証明制度につきまして御説明しておりますが、これについては本日は省略させてい
ただきます。

続きまして 23 ページは、加工食品の原料原産地の表示の仕組みでございます。24 ペ
ージでは、いわゆる 20 食品群プラス下の注で載っております 4 品目につきまして、原料原産
地表示が求められているものでございます。米にかかわりますものは、現在ではこのうち
の 6 番のもちだけとなっております。

23 ページに戻っていただきまして、これについては義務づけの考え方といたしましては
品目横断的なルールとして、原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品
質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、原材料の占める単一の農畜
水産物重量の割合が 50%以上である食品ということで、 の要件につきましては加工の程
度が比較的低い、生鮮食品に近い加工食品であること、商品の差別化がされていること、
調達先が海外も含め多様である等々、さまざまな現実性も含めた要素を総合的に勘案して、
この 20 品目群プラス 4 品目が指定をされているということでございます。

合挽肉のほうで説明してございますけど、40%、40%、20%で牛肉と豚肉と鶏肉をませ

たものについては50%行っておりませんので義務はないわけですが、Bのほうの牛肉70%、豚肉30%でございますと、牛肉70%のほうに原料原産地の表示義務がかかるという意味でございます。

25ページでございます。今のところが原料原産地の義務づけの世界でございますが、25ページは、外食におきましては自主的に原料原産地の表示に関するガイドラインにより実施されています。

位置づけとしては自主的に行うための指針ということで、原材料としてメニューの主たる原材料等々、 から に載っているようなものにつきまして、3番目でございますが、国産品は「国産」、輸入品は「原産国名」というふうに表示をしましょうと。当然ながら一般的に知られている地名を用いての表示も、例えば何々県産とか、何々産という表示も可能だということで、外食についてはガイドラインという形で行われているという状況でございます。

26ページでございますが、加工食品等につきまして原料供給者間における取引の表示の義務を説明したものでございます。加工食品の原料につきまして、一般消費者につながるものについては原料供給者間の取引についても、平20年4月以降、表示義務が課された。ただし、外食、インストア加工については課されていないということでございます。

青と赤でちょっとわかりづらいんですけども、生鮮品ですと生鮮食品の表示事項、原産地の表示の義務づけが右のほうに載っています。この生鮮品を製造業者で加工をする場合、もしくは製造業者の方が中間に加工をして、また製造をする場合のこれまでの小売の表示だけではなくて、いわゆる業者間取引と言われるものについての義務づけをしたという仕組みでございます。

これは今回の私どもの検討の際にも、いろいろと参考になるのではないかと考えております。生鮮と加工でそれぞれ青と赤で義務づけをしておりますが、いずれにしても原料原産地表示という観点から見ますと、そもそも加工品について20食品群プラス4品目ということでございますので、その範囲で原料供給者間の表示義務がなされていくと。ある意味一定のトレースができることも含めて、こういう仕組みが最近できたということの御紹介でございます。

以上、いろいろ申し上げましたけども、その基準違反に対するJAS法上の措置ということで、品質表示の基準違反が見つかった場合に、JASのほうでは一番左でまず指導を運用上の措置として行う。その上で指示ということにいくと。また、法律に基づいて指

示、公表にいくと。

真ん中でございますが、指示に係る措置をとらなかった場合、農水大臣がとるべきことを命じることができると。あと、この命令に違反した場合には罰則の対象となるということで、下のほうにいろいろな不適正店舗、もしくは不適正表示の率がございますけれども、これは米穀にかかわるもので、年によって増減しておりますが、大きく増えたとか、大きく減ったという状況でもないだろうという感じで見れるのではないかと考えているところでございます。

以上が、JASの世界でございます。

最後に、お酒の関係でございます。お酒についてはJASの適用外でございますが、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」というところで、財務大臣がお決めになっております。

米を原料とする清酒につきましては、「清酒の製法品質表示基準」におきまして、原材料名等の表示基準が定められておりますけど、原料原産地の表示は現在のところ規定されていないということでございます。

また、それに伴う措置は右下にございますとおり、指示をすることができる、公表することができる、また命令することができるという措置をとっているという状況でございます。

以上が、表示の状況でございます。

最後に29ページでございますが、食品にかかわる不正流通を行った者に対する法的な措置を、総合的にまとめさせていただいてございます。

今御説明した法律がほとんどでございますが、食品衛生法では有害物質を含む人の健康を損なうおそれなり、残留農薬の基準値を超えるものの製造、加工等々、そういう観点から食品衛生法に基づいて廃棄命令ですとか営業の禁止、停止命令等々がございますし、また罰則も一番右にあるような懲役、罰金、また法人についての罰金が定められております。

JASにつきましては、先ほど御説明したようなものが措置されているところでございます。

またお酒のほうも、今御説明したような措置がとられているものでございます。

あと、一般的な法律ですと景品表示法と不正競争防止法がございます。景品表示法では、「著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害する」という場合、一般的なものとして公正取引委員会におけます調査、審決、また県知事の指示

というような、一般法としての役割を持っております。

また不正競争防止法につきましては、「原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量等について誤認させるような虚偽の表示」について、これはすぐ罰則のほうにいくという法律でございますけども、一般的な仕組みとして罰則されるということでございます。

例えば、表示義務のないもの、外国産を国産と言うような場合ですとか、いわゆる米の世界で言う横流しなどについては、不正競争防止法が該当することになるかと思えます。

以上、駆け足でございますが、現行の制度でございます。規制、トレース、表示ですが、規制については食糧法その他、総括的な法律も含めて、規制の法律が存在するという状況でございます。

トレーサビリティについては、現在米の世界については規制をする義務という観点では制度はないということ、食衛法の努力義務しかないということでございます。

また表示については、米にかかわる製品として一般的な食料品はJASでございますし、お酒について酒税法、こちらのほうでさまざまな表示に関するものがあるということでもあります。

このあたりが今回の私どもの反省の中で、十分な仕組みであるのか、抜けているところはないのかを検討しつつ、いろいろと制度論を検討していくということの前提となるということでございます。

以上を踏まえまして資料9でございますが、そういうことを含めて検討すべき課題ということで御提案をさせていただきたいと思っております。本検討会におきまして、非常に短期間でございますけど、今申し上げたような状況の中で、お米についてもトレーサビリティですとか原料原産地の表示ですとか流通の規制、罰則の強化等々、そういう方向で検討すべきではないかということを前提といたしまして、具体的にどういう仕組みがあるんだろうか。また、これらの1番、2番、3番、4番、それぞれ重なっている面も多々ございます。そういう中でどういう制度がいいんだろうかということを、検討していきたいということでございます。

検討すべき課題といたしまして、1番のトレーサビリティといたしましては、問題が発生したときに流通ルートを迅速に解明し、食品危害の発生などを最小限に抑えるためにどのような仕組みが適当なのか。また、取扱業者に仕入れとか加工・販売等の記録、保存、行政庁への報告を義務づけるという方式が一つ考えられるわけでございますけど、仮にそうだとした場合に取扱業者の範囲ですとか、対象となる米穀なり米加工食品の範囲、義務

として記録する、または努力義務として記録する等々、その辺の範囲、報告、またそれが適正であることの担保をどう考えればいいのか、どういう制度設計がいいのか。また、問題が発生したときの公表・回収等の問題、また食衛法等々既存の制度との関係のあたりをどう整理するかという課題があるかと思っております。

また表示につきましては、米について原料米の原産地を認識した上で、米の関連商品を購入できるようにすると。今回、事故米穀関連でいろいろな商品がございますけれども、当然先ほど御説明したとおり、それらは原産地の表示義務にはなってございません。そういう中で、消費者の観点から見てそういう表示を義務づける場合に、米関連商品の範囲をどうするのか。また、トレーサビリティとの関係で適正な表示を担保できる、そういうのはどこまで可能なのか、また仮に原産地が特定できない場合、どういうふうに表示を考えればいいのか、また表示する中身、仕方を、JAS法ですとかさまざまな法律の関係をどう整理するのかということだろうと思えます。

流通の規制でございますが、流通の規制の目的をどういうふうにするのか。安全ですとか横流しとか幾つか論点があるかと思えます。そういう中で不正規流通のチェック、トレーサビリティなり表示を担保するという観点での規制、発生の防止という観点での規制、これらについて現行の制度で抜けがあるのか、ないのか、現行の制度で十分なのか、そういうことの中から、必要にして十分な規制方式とは何なのかを御議論いただければありがたいと思っております。

またそういう中で、先ほど御説明いたしましたような各種法律等に基づきましてさまざまな罰則があるわけでございますが、そのバランスも含めてどの程度の罰則が適切かということについて、それぞれ1番から4番まで関連するものでございますけれども、このように検討すべき課題としてまとめさせていただきました。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

吉田座長 どうもありがとうございました。

(2) 意見交換

吉田座長 大変膨大な資料だったので、いろいろ御質問等もあると思いますが、いずれにしても最後が本検討会の検討すべき課題ということですので。これは固まったものではございませんので各委員の皆さんが、先ほど申しましたように本検討会に向けての御要望、あ

るいはこういうことをもうちょっと検討すべきだろうということも出していただきたい。
あるいは資料に関する御質問がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

きょうは最初ですので、一応、全委員の方に御発言をお願いしたいと思います。まず
阿南委員、お願いします。

阿南委員 ありがとうございます。前提の議論として確認しておきたいことが2点ほど
ございます。まず、今回の事故米の流通ということで、不正流通という角度で総括がされ
ているわけですが、私は消費者の最大の関心ということから言いますと、工程表の中
に「アフラトキシン、残留農薬を最優先としてルート解明を行う」とされていることご
ざいます。

このアフラトキシンについては、残留農薬とは比較してやるような問題ではなくて、必
ず確認をすべきことだと考えております。このアフラトキシンのルート解明と処理につ
いて、本当に「もう大丈夫です」と言えるのかどうかについて、1点確認したいと思います。

なぜかといいますと、アフラトキシンは増えますよね。残留農薬とは違って増えるわけ
です。ですから、そのチェックがどのようになされて、本当に今大丈夫なのかということ
について伺いたいと思います。

2点目は、不正流通解明ということでまとめられているわけですが、2003年の食品
安全基本法の中では、食品の安全についてのリスク管理責任を、農水省と厚生労働省に規
定をいたしました。

その角度から言いますと、先ほどのアフラトキシンの問題などは、農水省としてアフラ
トキシンのリスクに関する管理責任というものはあったと思っているんですが、それにつ
いて、その管理責任があったのか、自分たちにあるといふふうに自覚されていたのかどうか
ということと、その管理責任を全うするための管理がなされていたのかどうかということ
について確認したいと思っております。

管理責任ということで言いますと、不正流通の仕組み解明ということではちゃんとまと
められているんですが、管理責任を果たすための解明については、どうも足りないような
気がしますので、その辺についてははっきりさせていただきたいと。

なお、農水省にリスク管理の責任がなかったとおっしゃるならば、それは厚生労働省に
あったのか、その辺についてもはっきりと御回答いただきたいと思います。

以上でございます。

吉田座長 枝元課長、お願いします。

枝元計画課長 まず1点目の不正流通につきまして、この工程表でアフラトキシンと残留農薬を一緒にして解明に全力を挙げているということで、本当に大丈夫かということでございます。

2番目とのお話とも関連いたしますが、御指摘のとおりアフラトキシンとメタミドホスは全然性質が違うカビと農薬であり、その毒性も含めて違うというふうに認識をしております。

今回起こりましたのは、国が外国から輸入をいたしましたお米につきまして、まずアフラトキシンにつきましては、当然ながら過去からきちっと検査をしております。アフラトキシンが検出されたカビ、アフラトキシンの検出されたお米は、当然ながら食用に供せないで、いわゆる事故米穀という形で工業用のりにするんだということを前提に販売をしたということが1点ございます。これはまさに、従来からきちっと検査をやっておるのでございます。

メタミドホスにつきましては、輸入したお米は平成15年度でございました。この時点におきましてはまだ、日本の残留農薬の法制上はメタミドホスについては、特に違法性があるものではございませんでしたので、その時点においてメタミドホスについての検査はやっておりませんでした。

その後、平成17年にポジティブリスト制度ができて、メタミドホスについて0.01ppmという基準ができた時点において、政府が持っております外国のMA米すべてについて検査をいたしましたところ、その一部についてメタミドホスが残留しているお米が出てきたということで、その時点でその流通を停止いたしまして、これも事故米という形で、工業用のものとして使うという前提で売り渡しをしたものでございます。

それについて現在、ともかく回収を含めてやっておりますとともに、一つは政府で持っております、また政府が保管をしているものについては先ほど御説明いたしましたとおり、廃棄処分をいたしました。

あと、それを使って流通をしているものについての特定を行い、それについての商品の検査等々含めて、現時点において大きな健康被害はございません。これからの措置といたしましては、結局、工業用として使うべきところを業者が食用に流したという、ここに大きな問題がございます。これは政府としてともかく、そういう事故米穀、残留農薬基準、食品衛生上問題があるお米については、港の段階で見つかったものについてはその輸出国のほうにシップバックをする、もしくは廃棄をする。あと、入ってきてから何らかの事情

で、例えばカビが出たとか、保管中にそういう場合になっても廃棄をするということで、工業用も含めて売却をしないと決定をしたところでございます。それからいたしますと、残留農薬なりカビの事故米について、これから問題は生じないと思っているところでございます。

あと、リスク管理はきちっとした御説明になるかどうかとわかりませんが、私どもが持っているお米でございますので、それについて販売するに当たって、その安全性をきちっと確認するのは当然のことでございます。

その結果として、例えば先ほどのメタミドホスの例で申し上げますと、輸入当時は大丈夫だったにせよ、途中で規制が強化された時点ですべてチェックをするということをやっておりますし、当然ながら輸入する段階で積み地のほう、また厚生労働省の検疫等々、きちっとした検査をしております。

その中ではじかれたものを工業用として売るということをしていたわけでございますけど、そこについては先ほど申し上げたとおり、はじかれたものといいますが、食品衛生上問題があるものについては今後は売らないということを含めて、きちっと管理を今後していくということでございます。

そういう意味からいたしますと、今回事故米穀を売った業者さんは、当然ながら非常に大きな責任があると思います。ただ、その業者さんに販売してきた過程において、その業者が横流しをしていたという事実について、私ども、何回も立会検査等をやっておりますが全く把握ができなかったということ。これについては、まさに当省の責任だろうと思っているところでございます。そこについては、先ほど工程表で御説明いたしましたとおり、その責任の所在も含めて、内閣府の有識者会議でいろいろ御議論もいただいているという状況でございます。

吉田座長 阿南委員。

阿南委員 ありがとうございます。リスク管理責任はあったということでありませうね。それでも、その管理責任を果たせなかったということですよ、今回の事態は。

それとアフラトキシンのほうは、今後についてはわかるんですよ。でも、今、工程表に示されている、今、検査をして、ちゃんと安全性を確認します、ルート説明しますということについては本当にそれが行われて、最終的に大丈夫なんですかということを聞いているんです。

町田総合食料局長 お答え申し上げます。

アフラトキシンにつきましては、三笠フーズへ9.5トン流れております。これにつきましては酒造メーカー3社、また肥料メーカー1社に流れていることが確認できておりまして、アフラトキシンの分については、ルート解明は既に終了しているということでございます。

リスク管理責任があるということについては、おっしゃるとおりそのとおりでございます。

吉田座長 よろしいですか。前提条件として、阿南委員がはっきりさせたいというのはわかりますが、もう一つ全体のシステムの検討会としては、今後、再発防止のためのシステムをどうつくっていくかということになると思います。

この検討会に対する希望として、阿南委員、何かございますか。

阿南委員 では、そのリスク管理責任がちゃんとあるということであれば、今後、検討すべき課題のところは、リスク管理責任を果たすための仕組みというんですか、そういったものをきちんとすべきではないかなと、確立すべきではないかと考えております。

吉田座長 はい、わかりました。

それではほかの委員の方、いかがでしょうか。

藤田委員、ございますか。

藤田委員 まず御説明いただいた中で、今回起こりました事故米の不正規流通に関しては今現在、内閣府の事故米穀不正規流通問題における有識者会議でも、いろいろ原因究明、そしてまた改善策の検討がなされています。

それと並行して当検討会が行われるということについて、この検討会自身がどういう位置づけになっていくのか、明確にしておくことが必要なのではないかと思います。

それと同様に、内閣府から出されております「事故米穀の不正規流通に関する対応チーム」の「緊急取りまとめ」で特に9月22日に、「現在の複雑な米の流通システムを見直す」と出されていると思いますが、私ども主食用を扱う者にとっては特に複雑ではないと思います。新食糧法のもとで流通は明確になっています。本当に一握りの業者がやった事案で、米全体が問題視されている感があります。そういう意味では主食用と、このように非常に用途が限定された米またはそういう事案を起こすような含みを持った米に関しては、切り離して議論をしていただきたいです。

主食用米を扱う者としては、そのことをまずお願いしたいことともに、ここで次の議論に入っていくために、資料を新たに提供をお願いしたいと思います。政府あるいは民間所

有の加工用、飼料用などの用途限定された米に関する、実際販売されている数量、価格、業者数、名前も公表できるのであればお願いします。できれば、過去3年ぐらいいさかのぼれたら一番良いと、私は思っております。

それとともに、先ほど申し上げた主食用問題を申し上げたことの、今後議論する上で今回起こった事件と比較対照する意味で、食料供給コスト縮減検証委員会の精米の流通コストに関する部分の報告が出されましたが、まだ18年度分しか出ていないので、もし19年度分があれば資料をお出しいただきたいと、お願いしたいと思います。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 資料につきましては、検討をさせていただきたいと思います。あるものはすぐ御提出申し上げたいと思います。

最初の前提でございますが、検討会の開催要領に記載がございますとおり、今回の問題に基づきまして、実務的に検討して具体的なシステムを構築していくということでございます。

確かに、一握りの業者さんということではあるかと思いますが、今回トン数的には、米の世界から見ると非常に小さいトン数なんだろうと思いますが、あれだけのいろいろな幅広い業者さんに渡り、また消費者のほうにいと。そういう意味からしますと、米で何か一つ物事が起こったときの波及の範囲が非常に大きいと思われま。それからいたしますと、いわゆる今回の事故米穀に限ったの検討ということでは済まないんじゃないかと思ひます。

議論を進めていくに当たって、加工の世界と主食の世界、これまで食糧法に基づいて、ある意味食糧管理法、計画・流通の世界で管理してきた部分と、表示も先ほど申し上げたとおり生鮮と加工で違ひますし、そういうことからすると、主食と加工というものがおのずと分かれて議論されるというのはあるかと思ひますけども、事故米穀という一握りの話だけでは済まない、制度的な問題があるのではないかと考えているところでございます。

吉田座長 奥原部長。

奥原食糧部長 有識者会議との関係の話がございましたので、ちょっと御説明させていただきます。内閣府のほうに、この事故米に関する有識者会議ができておひまして、ここでは今回何でこういう事件が起こったのかといったことの検証をする。それからさらにそれを踏まえた上で、これからの米の政策のあり方についての、大きな方向性の議論もすることになっておひます。本日もその会合があったところでは。

先ほど阿南委員から話がありましたけども、アフラトキシンの話は本当に重大な問題でございます。メタミドホスも問題ですが、アフラトキシンはもう一段質の違う話ということも、我々十分認識をしております、リスク管理の問題についても、ルートの解明ができれば終わったという話ではないわけです。

何で、このリスク管理が農水省はきちんとできなかつたのか、どの点が問題だったかを踏まえた上で、そこをこれからどういうふうに改善をして、二度と起きないようにするかということまできちんとやらなければ意味はございません。

そういうことを含めて、過去の検証については、有識者会議がまず力を入れてやっている。有識者会議の前半については、この検証のほうに重点が置かれることになりまして、11月前半ぐらいまではそちらにかかると思います。

その後で、米の政策全体をどうするかという議論が、そちらのほうでも行われますが、入っておられるメンバーの方から見ても、米の流通の専門家の方々がたくさんいるわけではなく、に米の政策をどうするかという大きな方向性は議論できますが、具体的なシステムはそれとは別に、農水省のほうでやることについては御了解もいただいております。こちらのほうの検討会は、米の流通システムについて具体的な、実務的なものをきちんと詰める場として設定をしているということでございます。実体的にワークをする、本当に意味のあるようなトレーサビリティ、あるいは原産地表示の制度を、こちらできちんと検討していただくという整理でございます。

それからもう1点、主食用米との関係ですが、主食用米についてはこれまでも精米表示の制度がきちんとあるわけです。スーパーの店頭で売られているものについては、ちゃんと表示をすることになっております。

ですけれども今回の事故米の経緯を見ておりますと、加工が中心であります、非常に複雑な経路をたどっている。その結果、中には店頭で精米で買ったというケースはないと思いますけども、主食として供給をされている部分はやっぱりあるわけです、給食ですとか病院の関係といったところもある。

ということになりますと、やはり主食のところも視野に入れた上で、どういう形にすれば消費者の方から見て、安心して食べていただける状態をつくれるのかということを考えていかなければいけないと思いますので、濃淡は当然あると思いますが、主食のところも含めて、ここで検討するというにさせていただきたいと思っております。

吉田座長 藤田委員、よろしいですか。

また各委員の方、大体この検討会が農林水産省の工程表のなかで分担関係にあるかということも、報告がありましたが、大体こんなことだということで皆さん、よろしいですか。もし、御意見があれば。

あと資料請求等もありますけど、佐藤委員、何かございますか。

佐藤委員 私、3点ほど進め方につきまして、少し御意見を申し述べたいと思っております。

まず1点目ですけども、農水省におきまして6月に、販売を軸とした米システムのあり方に関する検討会が開催をされたと認識しておりますが、それはそのとおりでございましょうか。

もし、そうでしたら今回のこの検討会と、販売を軸とした米システムのあり方に関する検討会の内容が、どこか重複するところがあるのかどうか。もしそうでしたら内容を御開示いただいて、我々の検討がよりスムーズにいくような御配慮をいただけないかということが1点目です。

2点目ですけれども、私、加工米を使っているメーカーの立場ではありますが、今回の事故米の本質的な問題はMA米の話が発端ですが、できることなら私どもは国産米100%でいろんなものを生産して、お客様にお届けしたいということですが、なぜMA米を使わざるを得なかったのかという歴史的な背景とか、あるいは農水省の、いわゆる国際公約に基づくMA米に、我々が協力をしてきた面があることも事実で、価格などの観点からMA米を使わざるを得ない事情も一部にあります。その一方で、国内では減反をやりながら、余ったお米が食用でなくえさに回っている、この制度の現状には矛盾を感じます。

そこをよく御理解をいただいた上で、このシステムの検討をここで議論させていただきたいと思っております。

3点目は運用上の小さな話ですけども、欠席される方は私も含めて、多分何回か出てくるんだろうと思っております。恐らく1回1回が大変重要なものになるんだろうと。その際にあらかじめ書面か、もしくは後日、意見を申し述べる御配慮をいただけるような運営をお願いしたいと思っております。

以上です。

吉田座長 3点目は座長の権限としまして、まさに佐藤委員がおっしゃった形をとりたいと思っております。これは事務局と相談しながら、そういう方向で進めたいと思っております。

枝元計画課長 1点目の販売を軸とする検討会でございますけども、相当の回数をやっ
てまいりまして、中間取りまとめをやった段階でございます。主にそこでは今後の米のシ
ステム、水田農業といいますか、水田をフルに活用していくんだということを含めて、米
粉用の米だとか、飼料用の米だとか、経営の問題とか、土地改良の問題という論点でござ
います。

そういう意味では、必ずしもこういう安全にかかわる、もしくはトレーサビリティにか
かわることを個別具体的にやったことはございませんけれども、米全体のいろんな仕組みと
して、非常に幅広い論点をあれしてございますので、資料はまとまってございますので配
付させていただきます。また、この会の資料につきましては当省のホームページで公開
してございますので、ご覧いただければと思います。

ただ、具体的な論点として今回お願いをしております論点が、明確に「販売を軸とした
米システムのあり方検討会」に入っているわけではございません。

MAにつきましては、おっしゃるとおりだろうと思います。今回MAも含めて加工に回
る部分、あと部長から先ほどお話がございましたが主食の部分、それは国産、MA、米の
流通全体について、いろいろシステムを検討していかないといけないということでござ
います。

ただ、加工用という面から見ますと、確かにおっしゃるとおり、今主流となっております
のがMA米と、いわゆる昔で言うくず米というんでしょうか、あと全農なり地域流通で
やっている加工用米あたりが中心になってまいりますので、そのあたりの整理等々をする
必要がございますし、委員からのいろいろな御意見をまずいただきたいと思ひます。

あと、先ほど御説明いたしましたが、最後に御報告しようと思ひましたが、今後
の予定をばーっと、2カ月しかないものですから、とりあえず日にちまで入れさせていた
だいております。

そういう中で、いわゆる業界としての御意見をいただくヒアリングの場を、2回ほどと
らせていただきたいと思ひているところでございます。それはまた各団体の方をお願いを
して、来ていただくという格好になると考えております。

吉田座長 奥原部長。

奥原食糧部長 佐藤委員が今言われましたことですけど、1点目と2点目、実はかなり
関係があるんじゃないかと、私は思っております。販売システムの検討会、1年近くやっ
てまいりましたけど、そこでは何を議論してきたかといいますと、国際的な食料の需給環

境が大きく変わっている。これまでは安い輸入品がいつでも買えるんだという前提で物事を考えておりましたけども、その状況が大きく変わってきた。

そのときに日本国内では、生産調整という形で米の生産を、主食用米を抑制するようなことをやっている。これで本当にいいのだろうか。それから、農業の面から見ても食料の面から見ても、将来展望が開けるのかということが大きな問題意識なんです。

そこで、水田という機能を将来にわたってきちんと維持をしながら、これを有効に使っていくという方法はないのかというときに、これまでも麦とか大豆を作るというのはやってきましたが、それではなかなか現場では限界もある。そういうことを含めて主食ではないお米、例えばえさにするとか、あるいは麦に代替する米の粉にチャレンジするにはどうしたらいいかといったことを中心に検討してきたんです。

この話を議論すると、であれば、加工原料の米はどうなるのかというのは次に出てくるんです。これまでの検討会では、そこまでは十分に議論はしておりませんが、国内で作ったものをえさにする、あるいは粉にして麦に代替するということを考えれば、それよりも値段が高くなる国内の従来加工原料用も、国産で作って供給するのをもっと広げようという話は、当然出てくることになるんです。

そういう意味では、加工原料としてMA米を使うのか、国産米を使うのか、加工業界のほうからすればそういう問題意識も当然絡んでくるわけで、今度のトレーサビリティなり、あるいは表示を考えると、原料として何が使えるかということで、仕組み方も多分、皆さんのほうからすると違ってくるころがあると思います。そういう意味では、ものすごく関係があるテーマにもなるんです。ということで、これまでの検討会の資料は全部お渡しをいたしますし、関係があるところはセットで議論することも当然あると思います。

それから、これまでの経緯として、輸入米をどうするかという話は業界ともいろいろ経緯のある話でございまして、使っていただいたという側面ももちろんたくさんあると思っておりますから、MAの話についてもちょっとデータを整理して、一度お出しをすることも含めて、きちんとした根っこからの議論ができるように配慮をしたいと思っております。

佐藤委員 よろしくお願ひします。

吉田座長 ほかに皆さん、今日は最初ですから、ぜひ。

川崎委員。

川崎委員 私なんかの観点から言いますと、こういうことがあったことを糧に、国産米が正しく評価されて、消費が拡大していったらいいなと思うんですけども、今日お集まり

の皆様方はそれぞれの分野の専門家でおられますし、逆に言うと、どういう視点から考えたらいいのかということについては、いろいろ見るところが違うのかなということもございます。

したがって、今日、資料を見させていただいたわけですが、検討すべき課題としてはトレーサビリティ、原料米の原産地表示なり流通規制ということがございますが、全体としてこれを、例えばどこの部分をどういうふうな範囲で議論するのかということについて、全体の議論をする土台のところを、もう少し委員の中で共有化するような議論を少しさせていただいて、そのうえで議論を進めることが必要なのかなと、今日ちょっと説明をお聞きして思いました。

というのは、先ほど来加工用米の議論も出ておりますけども、米自体で言えば主食用もございますし加工用もございます。例えば消費の形態にいたしましても、どちらかといいますと量販なり家庭食が多いということが現実としてありまして、流通形態が大分変わってきておりまして、業務用が非常に多くなったり、あるいは炊飯での供給なり、コンビニでの供給とか、そういうふうなことにどんどん変わってきております。

どういうふうな流通で全体が動いているかについて、もう少し共通認識を持った上で、トレーサビリティといった場合、どの範囲なりどの業者、原料原産地は今はこのふうになっていますけど、何でそのところをもう少し検討しないといけないのかとか、そういうふうな切り口をちょっと整理しないと、専門領域なり関心の度合いが違うんじゃないかと思えます。

そのところの土台のようなものが こういうふうな資料でもいいんですけども、説明のあった資料は、単純に「今日、流通業者でこういうふうになっていますよ」となっていますが、例えば卸売業者の段階での先の問題とか、小売の段階なり、それを炊飯して扱っておられるわけですから、簡単な流れとしてそこら辺がどういうふうになっているという全体の共通認識の上に、どういうふうなことが対応として必要なのかということがないと、なかなか全体の議論としては難しいのかなというふうにちょっと感じたんですが、そこら辺が少し検討の進め方のところで必要なのかなというのが、私今日、資料の説明をお聞きして思いました。ほかの委員の皆様方の御意見も当然あると思えますけども、少し御検討していただいたらどうなのかなと思えます。

以上です。

吉田座長 今、川崎委員のおっしゃっていることは、私、事務局から聞いている限りで

すと、次回の検討会で少しフリーディスカッションをやる予定になっています。これは皆さんにお諮りしなきゃいけないんですが。

だから1回、2回で、まさに川崎委員がおっしゃっている根っこの部分と共通認識を、どの辺をポイントにやるかということになるのかなと思いますが、事務局どうですか、それでよろしいですか。枝元課長、よろしいですか。

それではほかにございますか。

森下委員、何かございますか。

森下委員 御質問あるいは要望ということではないんですけども、今回の場合、何を作らないといけないかということで、まず農水さんから言っていたらと思うんですよ。

まず一番大事なのは安全じゃないかなというか、体の安全、健康ですよ。その安全は完全に担保しなきゃいけないということから、まず入っていったらいかがかなというのがあって、その先の不安だとか安心というのは、どういう形でトレースをしていけば安心感が得られるんだということを2つに分けて、お考えをぜひいただければありがたいなと思ってございます。

例えば量販さんが今日、いらっしゃいますけども、外食もそうですが、正直申しまして、ある1店舗で何時に何の米を使ったというのはすべてわかります。そのぐらい外食チェーンであったり量販は、トレースは完全に行っていると自負をしている状況でございますので、これらはここにちょっとありましたけども、努力義務とかいうような非常にファジーなことをやっているようでは、安心感は得られないのではなかろうかと。今日は消費者団体の方がいらっしゃいまして、ぜひ安心感を得ていただきたいと思うんですけども、そういった形でこれから進めていっていただければと思ってございます。

以上でございます。

吉田座長 これはよろしいですね。

それでは相澤委員。

相澤委員 今、皆さんのお話をいろいろ伺ってしまして、今回の問題だけではなくて、常に議論される内容は、起きてしまっただけなんですね。今まさにおっしゃられたように、安全を担保するということは、それを起きないようにするためにどういう手を打てるかということだと考えております。

私は紛れもなく流通業の小売の人間ですので、起きてしまっただけは遅いんですね。ですか

らこれを発生させないようにするために、何をトレースとするのかという部分が明確になっていかない限りは、残念ながらイタチごっこになっていくと思います。

それをもとに規制をすることによって、それを最終的に追いかけるからトレースなわけであって、むしろ考え方としては、いわゆる工場等々で言われるH A C C P的な発想を持って、どう危機回避を事前に持つかということが、ぜひこの場で議論されればいいなということで、今回の参考にさせていただいていますので、よろしくをお願いします。

吉田座長 回答はよろしいですね。

相澤委員 はい。

吉田座長 ただ、H A C C P的な視点も必要だということですね。

酒井委員。

酒井委員 酒井です。

資料9の中でトレーサビリティあるいは表示について、どの範囲を対象に検討するか、どの業者、あるいはどの品目を対象に検討していくかということが議題として挙げられていて、とても大事だと思うんですけども、いろいろな品目で安全・安心をめぐる事件が起きているわけです。今回米の検討会ということで始まったので、基本的に米の検討をするということで結構だと思うんですが、例えば米の加工品といった場合に、米を原料にした加工品を考えていきますと、ものすごく広がっていくと思うんですね。

そうしますと、いっそのこと食品全般について検討したほうがいいんじゃないかという考え方もあり得ると思うんです。もちろん、この場は米を検討するというので結構なんですけれども、ほかの場で食品全般、あるいはえさと食品 E Uの場合はそうですね

についてトレーサビリティ、あるいは表示の仕組みを見直すようなお考えは、政府はお持ちなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

吉田座長 枝元課長、お願いします。

枝元計画課長 御指摘はごもっともだと思います。ただ、米につきまして今回、これだけの問題が起きたということ、また主食としての米の広がり大きさを含めまして、本検討会におきましてはまさに米穀、またその加工品 ただ加工品といっても今回ございましたとおり、当然ながらでんぷんとしてだとか、そのあたりをどうするのかというのは、先ほど何人かの委員からございましたとおり、流通の実態としての認識とその広がりの中で制度をどう仕組むか、どこまでにするかということだと思いますが、米についてまずともかくやらせていただきたいと思います。

食品全般については今、明確な答えは持ち合わせてございませんが、先ほど申し上げた農林水産省の業務全体の見直し等々の中でそういう議論も出ておりますので、今そこでどうこうということにはなりませんけれども、そういう議論があることは事実ですし、理想形としてはそういうこともあると思いますが、ともかくまず米を11月までにまとめたいと思います。

吉田座長 よろしいですか、酒井委員。

酒井委員 はい。

吉田座長 座長からちょっと言いますと、私も「販売を軸とした米システムのあり方検討会」の委員の1人なんですが、なかなか難しいんですけど、例えば米粉パンだとか何かをこれから農水省は拡大しようとしていくわけです。そうすると今回、学校給食に卵焼きの増量剤に使われているとすると、米の加工品という範疇が膨大に広がる可能性もある。

ただ、米の範疇を無制限に拡大すると酒井委員がおっしゃったことになるんですが、その辺をどういうふうに区分をしながらこの検討会でやっていくかというのは、事務局と各委員のお知恵を借りていかないといけないかなという気がしています。これはなかなか今すぐには結論がでないと思うんですけど、実際に酒井委員の指摘された部分が出てきそうだなという印象を持っております。

樋浦委員、いかがですか。

樋浦委員 今回私、米に焦点を絞ってやるということによろしいと思います。

吉田座長 今回のことで、何かございますか。

樋浦委員 全般ですか。

吉田座長 全般です。資料請求や質問等でも。

樋浦委員 今回、米の流通の規制、トレーサビリティ、それから原材料表示という大きな項目があると思うんですが、例えば現在届出制になっておりますね。これはまた許可制にしたらいんじゃないかという議論も出てくる、一部そういうことを言っている人もいるわけです。

先ほど、焼け太りしないほうがいいというお話もありますけれども、基本的には届出制の中でどうやって実効を上げていくかということが望ましいんじゃないかなと、私個人は考えております。

ただ一つ、工業用を取り扱う業者は、工業用専門に使う業者がいるとすれば、それが食用米も扱うということは、それこそ検査がしっかりしてないと、何かいろんなものが紛れ

てしまう、あるいはコンタミということがあるので、その辺についてはよく議論が必要かなと考えます。

それから一つ、原材料表示で、加工用なんかですとみそとか酒とかみりんとか、いろんなことに使われている副原料ということですけど、原料の原産地表示をどう考えるかというのは議論が必要かなと考えます。

概略、そういうところでございます。

吉田座長 回答はよろしいですか。

樋浦委員 いいです。

吉田座長 いいですか。

では阿南委員、どうぞ。

阿南委員 すみません、何度も。

ちゃんとリスク管理責任も位置づけて検討するということなんですけど、今回の問題の最大のポイントは、国が販売者という側面と、流通を管理するという側面と、リスク管理できてなかったということですが、リスク管理責任と、それを全部一緒に農水省が所管しているということ自体そのものに、恐らく無理があるんじゃないかと思っています。

例えば、流通のところは普通の商品みたいに、ちゃんと経済産業省が所管するということも考えられるのではないかなと思っています。国が卸をして、流通までちゃんと自分たちの流通の中でやって、リスクの安全性の管理まで全部しちゃうなんて、そんなことはできないし、あり得ない話なので、その辺の関係性というんですかね、農水省の責任は何なんだというところも含めたところから議論を始めたほうが、私はとてもいいような気がしますし、ぜひそのような議論をお願いしたいと思っています。

吉田座長 この点について奥原部長、お願いします。

奥原食糧部長 そういう問題点が大きなところに横たわっていると、我々も思っているんです。特に今回のケースは、農水省が米と麦は国家貿易ということでやっておりますので、米の場合には国産も持っておりますけども、国が直接販売業者としてやっている。これはある意味、極めて特殊な状況なんだと思います。

販売業者としてやっていながら、普通の食品メーカーであれば、先ほどもお話がありましたけど、本当にいろんな商品管理、衛生管理含めてやっていることが、農水省の米の販売についてきちんとできていなかった。それが今回の事件の大きな根っこだと思いますので、そこについてこれからどうするかも含めて、省内でも、また組織全体としての業務の

あり方、あるいは組織のあり方も含めて、今いろいろ議論をしております。

大臣をヘッドとする事故米対策本部もありますし、若手の課長クラスの農水省の改革チームもつくっております。そういったところで、我々自身がそこについてのあり方をこれからも考えるということは当然ありますし、それから先ほど申し上げました内閣府の有識者会議のほうでも、そういったことも議論されると思いますが、そういったことを全部踏まえた上で、きちんとした体制を考えていきたいと思っております。

吉田座長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。資料請求とか、あとまだちょっと御意見等ございますか。

森下委員。

森下委員 先ほどありました、何か一つをつくるときに増量剤なり、あるいはそこに必ずなければいけない、ただ数%しか入っていないような場合、キャリアオーバーとかあるんですけども、そういったものの事例の資料をいただければありがたいですね。これはキャリアオーバーでOKですという表がありますので、そういったものを見ながらやらないと、皆さんおっしゃるように商品数が本当に膨大な数になると思いますので、よろしくお願ひします。

吉田座長 これちょっと大変なんですけど、私もそれは後で資料を整備しないと行けないと思います。米の使用量がわずか何%でも今回問題になっています。米は非常にすそ野が広いので、今までの主食用やお酒という世界だけではなくなっています。そこまでやらないと再発防止のための法律ができないと思いますので、事務局大変かもしれませんが、できればお願いしたいと思います。

藤田委員 今、森下委員もおっしゃいましたが、最初の意見のところでも述べさせていただきました資料請求の根拠は、用途限定に関してという点で、私自身も求めているところは一緒です。

結局、その部分でずっと絞り込んでいけば、安全を担保しなければならない分野はどこなんだということがわかってくると思います。ここにおられる方、量販の方、そして実需の方、消費者の方皆さんおられます。今、ここへ出ておられる方の業種においては、安全の担保はできてきていると思います。それは今まで何度か教訓を受ける中で学習効果があり、でき上がっています。だから私は、一握りの業者の問題ということを上げたのはその部分で、絞り込んでいけば、議論していく焦点も絞れると思います。

そして重ねて申し上げますが、用途限定の資料を政府だけでなく、民間所有も含めて開

示を願いたい。そうすれば、先ほど森下委員、相澤委員も言われました部分が鮮明になってくると思います。よろしくをお願いします。

吉田座長 ほかにございますか。

それでは第1回ということで活発な議論をしていただきまして、ありがとうございます。

(3)その他

吉田座長 それでは今後の検討会のスケジュールその他について、事務局のほうからお願いします。

枝元計画課長 ありがとうございます。

資料7でございますけども、11月末を目指しまして、とりあえずのスケジュールの予定を入れさせていただいてございます。1週間に1回のペースではめさせていただいてございまして、そういう意味で御欠席の委員もいらっしゃると思います。資料を事前に送ることを含めて、先ほどいただきましたことを含めて、できる限り対応してまいりたいと思っております。

後ろのほうは、またそれぞれ委員の御日程等を確認しながら、若干変わる可能性はございますが、とりあえず第2回につきましては10月23日、来週の木曜日の15時から17時ということで、本日いただきました御意見がございまして、検討すべき課題、きょうお示ししたのに対して、先ほどいろんな委員の方からございましたとおり、どういうふうに進めていくのかということについてフリーディスカッションをさせていただき、絞れる部分を絞り、方向性のある程度明確にしていけたらと考えてございます。

あと第3回、第4回につきましては、業界の方からいろいろお話を聞くというふうにしたいと思っているところでございます。

なお10月23日につきましては、場所が申しわけございません、この役所の中でとれませんが、三番町の共用会議所でございます。地図等またお送りいたしますが、そちらのほうで15時から17時で開催させていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

吉田座長 本日、皆さんの本当に活発な御質疑、御意見ありがとうございました。本日皆様方からいただきました意見については冒頭で申しましたように、議事録として整理し、皆様に御確認の上、ホームページ等により公開することにいたしますので、よろしくお願

いたします。

また、先ほど佐藤委員から注文がありました、欠席委員の議論の参加の点については、基本的に欠席委員が議論に参加できる形にしていきたいと思っております。その点については、事務局と座長が相談しながらやって運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の検討会を終わりたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。

閉 会